

平成 30 年度 荒尾市医師会 事業計画

平和の祭典、平昌冬季五輪は政治的な色合いを濃く感じさせて始まりましたが、終盤、日本人のメダルラッシュで今までになく国民を興奮の渦に巻き込み終了しました。政治を超えたスポーツの力、偉大さを目の当たりにさせられました。2020 年の東京夏季五輪が間近になり、日本ではアスリートファーストで国民が一つとなり、大成功を期待したいものです。

医療界でも平成 30 年度は、来る 2025 年に向け我が国が世界のトップレベルの健康長寿を達成してきた背景となる国民皆保険制度を堅持するため、都道府県で策定された地域医療構想が実行に移され、地域の病床機能の分化・連携を進め、地域包括ケアシステムを構築して、在宅医療を地域全体で作り上げるという広大な医療パラダイムの変革が始まります。本年は 4 月から 6 年に一度の診療報酬・介護報酬の同時改定があり、財務省の財政制度審議会が 2% を超えるマイナス改定を打ち出すなど厳しい改定が予想されましたが、横倉日本医師会会長の社会保障の充実が国民の不安を解消し、経済の活性化につながるとの主張で診療報酬本体がプラス 0.55%、介護報酬がプラス 0.54% を勝ち取りました。満足な数字ではありませんが、医政の力は偉大です。又、今年度は第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業計画の開始の年です。介護予防や自立支援、重度化防止、健康寿命の延伸などを積極的に取り組み、全ての世代が生き生きと暮らしていける社会作りで、財政主導で社会保障費の伸びを過度に抑制されぬよう医療側からしっかりと提言することが必要でしょう。

荒尾では昨年 1 月、市長交代が起こり、混迷を極めておりました荒尾市政もやっと動き出し、医師会にとっても地域医療構想作製の大事な時期にやっと行政と連携の取れた話し合いが可能となりました。地域医療構想の中核となる急性期医療を担う荒尾市民病院の建て替え場所も決定し、市民病院あり方検討委員会も 3 年ぶりに開催され、平成 34 年 6 月開院予定で新病院建設計画が動き始めました。有明地区の地域医療構想調整会議も動き出し、荒尾・玉名共に新病院の建設計画が出されますので、今後 2025 年に向けて会議で具体化していきます。我々の地域の医療に重大な会議ですので、会員の皆様の医師会への積極的な参加をお願い致します。荒尾では全国一万人、健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究が 2016 年より始まり、荒尾サイトとして 1500 名の協力者を得て熊本大学神経精神医学分野が分担代表者として荒尾市の認知症の医療・介護・保健事業に関与していただきます。これを機会に荒尾市と熊本大学の間には包括的連携協定が締結されました。これを利用すれば荒尾市には大きな飛躍が期待されます。医師会としても全面的な協力を会員の皆様をお願い致します。本年は医師会の役員改選があり、11 月には荒尾市医師会創立 70 周年の記念式典も開催予定ですので、ご協力をお願い致します。

保健・医療・福祉の充実が安全安心な市民生活の基礎であり、この様な理念の下に地域医療の更なる発展に会員一致団結し、地域住民の期待する保健医療活動に向け事業活動計画を実施します。

平成 30 年度事業計画重点項目

1. 倫理の高揚

医師は地域社会のリーダーであることを意識し、自ら資質の向上に努め、驕ることなく、お互いを尊敬し、自他共栄を基本とし、患者の診療に際しては常に患者の立場に立って丁寧な説明に努める。

2. 生涯教育の推進

日医・県医医学講座、学術講演会、各種研究会・勉強会での研修の強化、充実に努める。

3. 地域保健に関する事項

(1) 乳幼児保健活動の充実

乳幼児健診を通じて早期介入すべき疾病を発見するとともに育児を支援し、予防接種活動を通じてワクチンで予防可能な感染症を未然に防ぐよう努める。

(2) 学校保健活動の充実

少子社会が進み、小中学校の統廃合が進む中、学校保健委員会を各校で開催し、知育・徳育・体育・食育の向上に貢献し、児童生徒の心身の健全育成に努める。

(3) 在宅医療の推進

平成 25 年度に始まった在宅医療推進事業は、平成 27 年度は荒尾市在宅医療連携室「在宅ネットあらお」を開設し、多職種協働の事例検討会や市民公開講座などを開催してきた。平成 28 年度からは市の委託事業として継続されており、勇美財団の助成を受け、生活支援ボランティア養成講座を開催している。本年度は包括的地域連携手帳の運用を検討するとともに、在宅ネットあらおを中心に市民への啓発活動を進め、まちづくりの一環として在宅医療の推進に努める。

(4) 健診活動の充実

特定健康診査・特定保健指導を支援し、生活習慣病の予防に努める。

(5) 産業保健活動

労働者の体と心の一体的健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的労働衛生管理についての窓口相談、企業訪問指導、産業医活動を継続していく。

また、平成 27 年 12 月より施行された改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」を周知させるため、会員に対して情報を提供する。

(6) 地域スポーツ活動への協力

(7) 「いきいき健康づくり教育講座」の充実

(8) 「荒尾市健康福祉まつり」の充実

4. 医療対策に関する事項

(1) 小児平日夜間救急診療体制の堅持

荒尾市民病院の小児科常勤医が確保されているが、1 人だけでいまだ十分とは言えない状態である。平成 17 年 5 月より発足した本体制の充実発展のために、荒尾市民病院救急医とともに隣接大牟田医師会および大牟田市立病院と連携し、永続性のあるものに構築していく。また、玉名郡市医師会と共同して小児診療の研修を通じてさらに連携を進める。

(2) 救急・休日医療対策

玉名郡市医師会・大牟田医師会と協力し、「有明地域」としての救急医療体制を考えていく。

荒尾市民病院・大牟田市立病院・大牟田天領病院・公立玉名中央病院が基幹病院として重症患者を受入れ、専門的チーム医療に専念できるように消防救急隊と各医師会が連携を密にして一次医療、とくに平日診療時間帯での一次救急医療は「かかりつけ医」である医師会員が積極的に担う様に、また休祭日における当番医でも、軽症患者の受入りに積極的に努める。さらにタクシー代わりに救急車を利用しないように、窓口にポスターを掲示するなど市民への啓発に努める。

(3) 広域災害への対応の組織づくり

毎年行われる荒尾市総合防災訓練に参加協力していく中で、医師会として実効性のある組織形成を目指す。

(4) 医療事故防止対策と事故後の支援

不幸にして事故が発生した場合、適切な救急処置を行った後、早期に荒尾市医師会を通じて県医師会にその後の対応を依頼する。医療安全研修会などを通じて事故防止の普及啓発を行う。平成 27 年 10 月施行の「医療事故調査制度」に関する情報を会員に提供する。

(5) 医療施設の機能分担と相互連携の推進

熊本県および有明医療圏においては、平成 28 年度に策定された地域医療構想に基づき地域医療構想調整会議が行われているが、荒尾市の医療施設間における医療機能分担の調整を図り、医療介護総合確保基金や地域医療連携推進法人制度などの活用を検討し、在宅医療連携とあわせて荒尾市独自の地域包括ケアシステムの確立を目指す。

(6) 適正な保険診療の確立

会員は検診とも捉えられる過剰な検査を控え、重複受診にならないように適正受診を指導し、良識ある日常診療に努める。信頼できるジェネリック医薬品は積極的に使用し、限りある医療資源を有効に利用するため、公正適正な保険診療に努める。また個別指導においては主張すべきは主張し、自らも正すべきは正して適切な診療に努める。療養担当規則を遵守し、平成 30 年度に同時改定された保険診療報酬内容についても習熟し、適正な医療を行うことによって経営の安定化を図り、ひいては地域住民の健康増進に寄与する。

(7) 医療情勢の検討

地域医療構想が現実化してくる情勢のもと、インターネット、日医ニュース、メディアファックスなどの IT 情報のほか、熊本県医師会からの情報も加えて、最新の医療情勢を分析し、「あらお医報」等で会員に伝達する。

5. 介護保険への対応

医療関係者は病気を治すだけでなく、介護保険を的確に利用することによって、患者の自立した生活を成り立たせる必要がある。そのためには平成 30 年度に改定された介護報酬あるいは保険制度に習熟し、医療と介護の連携を推進し、適正・公正に運営することに努めなければならない。さらには主治医意見書の作成・介護認定審査会等にも積極的に参加することが求められる。

6. 障害者総合支援法への対応

障害者総合支援法とは、誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障害がある方に対して総合的な支援を行う法律。この法律の対象者に新たに精神障害・発達障害・358 疾病に広がった難病患者も含まれた。各種の障害者への理解を深め、障害者の健康と自立のための支援に努める。障害者総合支援法における支援区分認定審査会への参加と、医師の意見書の作成に積極的に関与していくことが求められる。

7. 訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所の健全な運営

近年、在宅医療の需要が拡大するに伴い、当医師会の訪問看護および居宅支援事業の活動実績も安定傾向にある。今後も、「在宅ネットあらお」とともに荒尾市における「地域包括ケアシステム」を構築していくうえで重要な拠点となることが期待されており、更なるスタッフ数の充足とサービス内容の充実を図っていく。

8. 個人情報保護法の遵守と情報化社会への対応に関する事項

個人情報保護法に関しては医療介護と共にその遵守につとめなければならない。インターネットによる情報収集、伝達的手段として会員各位はパソコンを設置し、インターネットを利用した医師会ホームページを情報伝達手段として推進する。平成27年度より、熊本県医師会を主体として、熊本県地域医療情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）が開始され、有明圏域でも平成30年以降のネットワーク構築を目指すこととなるが、その参加のために医師資格証の取得が必要で、その手続きを推奨する。

9. 会員福祉の増進

- (1) 厳しい医療環境の中であればこそ、会員の意思疎通をはかることが大切であり、会員および婦人会会員相互の親睦をはかる為、旅行・ゴルフ・登山・カラオケ・麻雀大会など各種レクリエーションを充実し、多くの会員が参加できるよう企画する。
- (2) 医療事故・医療トラブルの緩和のために相談できる弁護士の推薦リストを作成している。事故ある時は医師会に届けるとともに、ケースにより推薦弁護士、県医師会処理委員会に相談し、任せて本来の仕事に専念できるように努める。
- (3) 労働保険事務組合の円滑な運営に努める。

10. 広報活動の充実

激変する社会・医療情勢の中、迅速かつ適確な情報伝達を内外に向けて発信し、医師会活動のPRに努める。

11. 医療経営の安定化と医師会活動の強化に関する事項

医療の公共性のもと、医療の安全をはかると共に、地域住民に良質の医療を提供するためには、医療基盤の確立が必要である。そのためには会員各位の医政に対する意識の改革が必要であり、強力な医政活動が必要である。日本医師会長をバックアップして、政権与党に影響を与えうる医師会を目指していく。